



→16

制度 9

「徳山城」のはじまり(3)

《城主格認められる!》

天保7年(1836)4月21日、江戸を離れ萩へ向かう萩藩主毛利斉元のもとに、幕府老中大久保忠真から問い合わせの使者が来ました。内容は、徳山藩への正確な加増額を尋ねるものでした。そこで萩藩は、「1万10石」であることを初めて幕府に明かしました。

4月27日、幕府からの召喚の命を受けた徳山藩主毛利広鎮は江戸城に登城、老中をはじめとする幕府重職らが列座する中で、城主格を認める旨、言い渡されました。長きにわたる努力が実った瞬間でした。

ただし、徳山藩城主格認可が一筋縄でいかなかったことは、上の写真で示している、幕府から伝達された書面からも窺えます。その文面には、わざわざ「田安 & 御願之趣も有之(田安家からも願い出のことがあったので)」の一言が加えられていました。田安家は8代将軍徳川吉宗の子・宗武

を祖とする徳川御三卿のひとつで、萩藩とは、8代藩主毛利治親の正室を迎えて以来、関係がありました。徳川将軍の親族の力も借りながら、萩藩は幕府への働きかけを行っていたのでした。

《徳山の喜び》

念願叶った徳山藩の喜びは容易に想 像できます。

「城主格が認められる」の報が5月12日に徳山へもたらされると、その日の内に、家臣は15日に「御歓」のため「登城」するよう指示が出ました。もはや徳山の「館」は「城」であると主張しているようで興味深いことです。また、16日には庄屋や町年寄といった村方や町方の人々、17日には寺社の人々に対して、「御歓」のために「登城」するよう指示が出ています。また、徳山藩の飛び地である奈古・大井(現阿武町・萩市)の人々は6月1日に「登城」しています。同じように「御歓」言上のための登城と考えられます。



御城主格·御高增一件(徳 山毛利家文庫「外礼方」90)

徳山城主格認可に関する 徳山藩側の記録です。城主 格が申し渡される前日から の、江戸における動静が記さ れています。作成は江戸に あった徳山藩記録所です。

徳山藩の城主格認可については、幕府と直接交渉を重ねた萩藩側の記録(→シート15)とあわせて見る必要があります。二つの藩の記録を一機関で所蔵する、山口県文書館であればそれが可能です。

このほかに、5月16日には、藩主菩提寺である大成寺や、祐綏神社、遠石八幡宮へも、城主格認可の報告と、大願成就の謝意を伝える使者が派遣されました。

このように、徳山藩での「御歓」の様子が資料から窺えます。

候得共、 思召を以城主格被 日 万拾石高増致し、 願之趣も有之ニ付、 通 向]守内願之趣不容易儀 而御奉公為仕度旨、 被 仰付候、 年来出精相勤、 仰 向後四万拾石之 付、 別段 是又内願 其上田安ゟ (田安斉匡) 二者 且大膳大夫ゟ

名 f (長府・毛利元義) (毛利広鎮) 毛利甲斐守

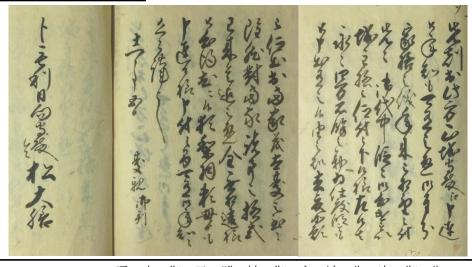
松平大膳大夫(毛利斉元)

[表ページ翻刻]

《城主格となっても》

徳山藩に城主格が認められた翌年の天保8年12月5日、江戸において、徳山藩世子の毛利元蕃(もとみつ)は、萩藩主毛利慶親に招かれ、下の資料のような申し入れを受けました。

申し入れの内容は、このたび徳山藩は城主格を認められることになったが、本藩である萩藩に対してはこれまでどおりの格式を維持するように、というものでした。対外的には「館」の主から城主に格上げとなったものの、それは本藩との関係に及ぶものではない、という萩藩の意思の表れと言えるでしょう。徳山藩もそれを受け入れています。



御申 御 被 先 御 先刻於此 申達候様申付候間, 已来是迄之通全無相違 雖然対当家諸事之格式 永々四万石余之勤為仕度段をも 城主格被仰付被下候様、 家格之儀、 毛利家文庫24末家 々謹言、 承知も可有之通 心得尤ニ Þ 出有之候由之処、 十二月五 《毛利日向守殿(毛利広鎮) 御代中段々御心遣を以 岜 . |方山城守殿江申 |(毛利元蕃) 一候、 年来被相望候付 於当家茂太慶之至候 日 猶梨羽頼 (熙 (熙 王無相違様 Ш I御内願 まい 御 可 83 去夏如 自分 有御承知 左候者 母号 おも 親 達 松大膳(毛利慶親) 件より 御 願 剃